

平成 1 9 年度
第 2 回高松市庵治地区地域審議会臨時会
会議録

と き：平成 2 0 年 2 月 5 日（火）

と ころ：高松市庵治支所 1 0 5 会議室

平成19年度
第2回高松市庵治地区地域審議会臨時会
会議録

1 日時

平成20年2月5日(火) 午後2時00分開会・午後3時16分閉会

2 場所

高松市庵治支所 105会議室

3 出席委員 11人

会 長	上北 東太郎	委 員	高砂 正元
副会長	高砂 清一	委 員	平田 フサ子
委 員	川 曉美	委 員	増田 富子
委 員	河崎 皓二	委 員	村井 雅子
委 員	黒石 美恵子	委 員	森岡 美佐子
委 員	小磯 治雄		

4 欠席委員 4人

委 員	浦 芳樹	委 員	藤野 譲二
委 員	嶋野 勝路	委 員	村井 高廣

5 行政関係者

市民政策部長	岸本 泰三	地域振興課主幹	村上 和広
市民政策部次長	企画課長事務取扱 加藤 昭彦	地域振興課長補佐	清谷 文孝
市民政策部次長	地域振興課長事務 取扱 原田 典子	地域振興課地域振興係長	熊野 勝夫
		企画課企画員	三好 健

6 事務局（庵治支所）

支所長	梶河 正孝	支所課長補佐	管理係長事務取扱
支所課長	白井 文夫		島野 學
		主査	多田 安寛

7 オブザーバー

高松市議会議員	新上 隆司		
---------	-------	--	--

8 傍聴者 2人

会 議 次 第

- 1 開会

- 2 会長・副会長の選任

- 3 会議録署名委員の指名

- 4 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 地域審議会の運営について
 - イ コミュニティセンターのあり方について

- 5 その他

- 6 閉会

午後 2 時 0 0 分 開会

会議次第 1 開会

○事務局（島野支所課長補佐） それでは、お待たせをいたしました。ただいまから平成 19 年度第 2 回高松市庵治地区地域審議会臨時会を開会いたします。

委員皆様方には、何かと御多忙中のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この地域審議会の会議でございますが、本地域審議会に関する協議第 7 条第 3 項の規定によりまして、会長が会議の議長になると規定されておりますが、後ほど会長を互選していただくこととしておりますので、会長が選ばれるまでの間、私、事務局の島野が進行をさせていただきますので、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

それでは、会議に入らせていただきます。

始めに、開会に当たりまして、岸本市民政策部長より、ごあいさつを申しあげます。

○岸本市民政策部長 皆さん、こんにちは。高松市市民政策部長の岸本でございます。

庵治地区の地域審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申しあげます。

合併から早や 2 年が経とうといたしておりますが、委員の皆様方におかれましては、平素より市政各般にわたりまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますこと、また、先の 1 月 10 日には、第 2 期の地域審議会委員をお引き受けいただきました。本日、就任以来、初めての地域審議会を開催いたしましたところ、何かとお忙しいところではございますが、出席を賜りまして誠にありがとうございます。

合併後の各地域でのまちづくりにつきましては、誠に高松市も厳しい財政状況ではございますけれども、各地区の建設計画を踏まえる中で、18 年、19 年の 2 か年間につきましては、「まちづくり戦略プラン」を策定いたしまして、地域審議会の委員の皆さんから貴重な御意見をいただきながら、建設計画の推進、また、地域課題の解決に向けて取り組んでまいったところでございます。

20 年度からのおきましては、御承知のとおり、新しい総合計画を、今、策定中でありまして、去る 12 月に市議会の方で基本構想を御議決いただきました。「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」を都市のキャッチフレーズにいたしまして、今、総合計画の最終的な策定を進めておるところでございますが、20 年度から 3 年間、20・21・22 の 3 年間につきましては、新しく、また「まちづくり戦略計画」を策定中がございます。2 月の下旬には、新年度の予算と共に、皆さん方に御披露できるように、鋭意、

進めておるところでございます。

本日、御出席の皆様方におかれましては、従来からの再任の方、それから新しく委員になられる方、いろいろでございますけれども、2年間の任期中、庵治地区の地域の活性化と申しますか、まちづくりに関しまして、様々な面からの御意見を頂戴したい、かように思っておる次第でございます、格別の御理解と御協力を賜りたいと、かように思っておるところでございます。

甚だ簡単ではございますが、私のごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（島野支所課長補佐） ありがとうございます。

本日の会議は、地域審議会委員の改選後、最初の会議でございます。本地域審議会は、平成18年1月10日の合併と同時に設置され、本年1月9日をもって委員の任期が終了することから、公募委員の募集を行うとともに学識経験を有する者を選任し、去る1月10日に2期目の委員15人の皆様に、平成20年1月10日から平成22年1月9日までの任期、2年間の委嘱状を交付させていただいたところでございます。

それでは、ここで、お手元の高松市庵治地区地域審議会委員名簿に基づきまして、50音順に委員の皆さんを御紹介させていただきます。

まず、上北東太郎委員でございます。（自席で起立の上、会釈またはあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様）

続きまして、浦 芳樹委員でございますが、本日は所用のため欠席されておりますので、お名前だけの御紹介とさせていただきます。

川 曉美委員でございます。

河崎皓二委員でございます。

黒石美恵子委員でございます。

小磯治雄委員でございます。

嶋野勝路委員でございますが、本日は所用のため欠席されておりますので、お名前だけの御紹介とさせていただきます。

続きまして、高砂清一委員でございます。

高砂正元委員でございます。

平田フサ子委員でございます。

藤野譲二委員でございますが、本日は所用のため欠席されておりますので、お名前のみ

の御紹介とさせていただきます。

増田富子委員でございます。

村井高廣委員でございますが、本日は所用のため欠席されておりますので、お名前のみ
の御紹介とさせていただきます。

村井雅子委員でございます。

森岡美佐子委員でございます。

以上の15人の方が、高松市庵治地区地域審議会の委員の皆様でございます。

また、本日は、オブザーバーとして、新上高松市議会議員に御出席をいただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、主な高松市の出席者を紹介させていただきます。

まず始めに、先ほどごあいさつを申しあげました、市民政策部長の岸本泰三でございます。

市民政策部次長企画課長事務取扱の加藤昭彦でございます。

同じく市民政策部次長地域振興課長事務取扱の原田典子でございます。

地域振興課主幹の村上和広でございます。

庵治支所長の梶河正孝でございます。

支所課長の白井文夫でございます。

以上でございます。

なお、本日の出席状況でございますが、本日の出席委員は11名でございます。よって、
本地域審議会に関する規定の定足数に達しておりますので、会議として成立しております
ことを御報告いたします。

会議次第2 会長・副会長の選任

○事務局（島野支所課長補佐） それでは、会議次第2の「会長・副会長の選任」に移ら
させていただきます。

本地域審議会の会長・副会長につきましては、本地域審議会に関する協議第6条により、
「委員の互選により定める」となっております。

まず、会長について、いかが取り計らいいたしましょうか。

○高砂清一委員 よろしいですか。

○事務局（島野支所課長補佐） はい、高砂委員どうぞ。

○高砂清一委員 差し出がましいようではございますけれども、私の方から発言をさせていただきます。

会長には、上北東太郎委員を推薦いたしたいと思っております。上北委員は、合併後の2年間、この地域審議会の会長を立派に務めてこられました。そういったことから、この審議会のあり方とか今までの審議会の議論、また、併せて自主検討会、勉強会の課題なんかについても十分に御承知をいただいておりますのでないかというふうに思っております。

また、この審議会、今回2期目になるということで、更にこの審議会の存在というのも重要になってくるのでないかというふうに考えておりますことから、是非、上北東太郎委員に会長をお願いいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○事務局（島野支所課長補佐） ただいま、会長に上北委員さんとの御発言がございましたが、他に御発言はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（島野支所課長補佐） 他に発言も無いようでございますが、上北委員さん、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○上北委員 皆さんの御推挙によるということ拒むわけにもいきませんので、微力でございますが、一応、お引き受けいたしたいと思っております。

○事務局（島野支所課長補佐） ありがとうございます。

それでは、上北委員さんからお引き受けいただけることのお答えをいただきましたので、上北委員さんを会長に選任することについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（島野支所課長補佐） ありがとうございます。

全会一致により、上北委員さんが会長に選任されました。早速ではございますが、上北会長さんには前の会長席の方へお移り願います。

〔上北会長、会長席に移動〕

○事務局（島野支所課長補佐） ここで、上北会長から、ごあいさつをお願いいたします。

○上北会長 失礼いたします。

地域審議会会長の就任に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいま、前期に引き続きまして、高松市庵治地区地域審議会の会長に御選任をいただきまして、その重責に身の引き締まる思いをいたしております。私自身、地域審議会のた

めに、地域住民の意見を市政に反映するという地域審議会の果たすべき役割をもう一度自覚し、その目的を達成するため、会長としての職責を全うしてまいりたいと存じます。

委員の皆様方、また、高松市当局の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願いを申しあげる次第でございます。

以上、簡単粗辞ではございますが、会長就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○事務局（島野支所課長補佐） ありがとうございます。

それでは、これから後の進行につきましては、本地域審議会に関する協議第7条第3項の規定により、上北会長に会議の議長をお願いいたします。

会長、よろしく願いをいたします。

○議長（上北会長） 本地域審議会の規定により、私の方で議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしく願いを申し上げます。

会長の選任に引き続き、副会長の選任でございますが、いかがいたしましょうか。

小磯委員。

○小磯委員 副会長の選任につきましては、この際、私としましては、会長に一任という形をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（上北会長） ただいま会長一任という御意見がございましたが、他に御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上北会長） 他に御意見が無いようでございますので、私の方から指名をさせていただきます。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上北会長） 異議が無いようでございますので、副会長には高砂清一委員をお願いしたいと思います。

高砂委員さんは、町の議会議員や合併協議会の委員、また、1年間ではございますが、市議会議員なども務められ、地域審議会の重要な役割の一つであります建設計画の内容、また、庵治地区内の実情をよく御承知でございますことから、適任ではないかと思っております。是非、お引き受けをお願いいたしたいと思っております。

高砂委員さん、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

高砂委員さん。

○高砂清一委員 ただいま御指名をいただきました。委員の皆様方から御承諾をいただけるのであれば、微力ではございますが、お引き受けをいたしたいと思っております。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

高砂委員さんからお引き受けいただけるとのことのお答えをいただきましたので、副会長には高砂清一委員が選任されました。高砂副会長さんには、前の副会長席へお移りをお願いいたします。

〔「異議なし」の声と同時に多数の拍手あり〕

〔高砂副会長，副会長席に移動〕

○議長（上北会長） 以上で、会議次第2の「会長・副会長の選任」を終わります。

会議次第3 会議録署名委員の指名

○議長（上北会長） 続いて、会議次第3の「会議録署名委員の指名」でございますが、会議録署名委員は、前期と同様に本地域審議会の名簿順にお願いしたと思います。

本日の会議録署名委員には、川 暁美委員，河崎皓二委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

会議次第4 議事

(1) 報告事項 ア 地域審議会の運営について

○議長（上北会長） それでは、会議次第4の議事に入らせていただきます。

(1) 報告事項 ア「地域審議会の運営について」を議題といたします。

地域振興課から説明をお願いいたします。

○原田市民政策部次長 失礼します。

それでは、地域審議会の運営につきまして、お手元にお配りしております地域審議会の手引書によりまして、改めて御説明申しあげます。

この手引書は、これまでの地域審議会の委員の皆様方から、会議の持ち方についての御意見をいただいたり、行政の方も手探りの状態で対応を進めてまいり中、委員の皆様と、また、行政の双方において、本審議会の果たす役割や目的について、その認識を共に共有し、より効果的な会議の運営を目指す、そういうことを目的に、いわば研修資料として昨年5月に作成したものでございます。

以下、資料を御覧いただきながら、お聞き取りをいただければと存じます。

手引書1ページを御覧ください。

このページには、地域審議会の趣旨・目的、性格、組織を記載しております。

地域審議会は、合併地区の地域住民の方々の御意見を市政に反映するため、合併特例法ないしは合併新法に基づきまして、市長の附属機関として、合併時からおおむね向こう10年間にわたりまして、旧6町の地域ごとに設置されているものでございます。委員は15人以内で構成し、任期は2年間となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

地域審議会の役割をイメージ図にして、下記に記載しております。

市長から委嘱を受けた委員の皆様は、建設計画や地域のまちづくりに関することについて、市長からの諮問や意見聴取に応じて審議し、答申や意見具申をすることとなっております。

また、地域のまちづくりに関し、独自に、市長に意見を述べるということもできます。

これは、合併後のまちづくりについて、委員個々の御意見ということもございますが、地域審議会自体が市民に開かれた、地域の方々と情報共有を行えるような運営を目指しておりますので、地域の声をできるだけ反映しつつ、地域審議会の総意として意見を取りまとめていただいて、私たちの地域はかくあるべきだということを、積極的に市長に答申なり意見要望として具申するというものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

もう少し具体的な地域審議会の運営について説明しております。

定例会につきましては、毎年度2回、会長が招集し、開催時期については、下側の年間スケジュールにございますように、第1回目を6月ごろに、第2回目については、10月から11月ごろにかけて開催する予定でございます。

第1回目の議題は、これまでの例で申しますと、建設計画の進捗に係る実施計画の事業化に関する地域審議会からの要望でございまして、また、第2回目については、その要望に対する対応方針の説明をいたしてまいりました。

なお、臨時会は委員総数の3分の1以上の委員様から開催請求があったときに、会長が招集できることになっております。

次に、4ページと5ページを併せて御覧ください。

このページでは、これまで申しあげたことを踏まえ、地域審議会の役割と行政の関係が大きく三つに分けられるということで、更に整理しております。

まず、一つ目の流れですが、市長が地域審議会に諮問し、審議会から諮問に答えて答申

するという流れです。例えば、建設計画の前期計画分や後期計画分の進捗状況に関して意見を求める場合や、建設計画の変更に関して意見を求める場合が想定されます。

次に、2の意見の聴取ということで、例えば、まちづくりに関する施策や市域の計画等の策定の際に、市長が地域審議会の方に意見を求める場合という流れがございます。

次に、5ページの上段に、3の流れとして記載しておりますが、意見・要望ということで、これは地域審議会から市への働き掛けを示してございます。市長からの意見の求めに応じるというのではなく、むしろ地域からまちづくりについての課題を踏まえ、主体的に意見を具申いただくというものでございます。

審議会の運営においては、この市から審議会、また、審議会から市へという二つの流れが機能しあうことによって、地域の声やお考えが市政の中に適切に反映されるということにつながるものと考えております。

次に、5ページの下段の、地域審議会の活動の図を御覧ください。

本市としましては、地域審議会の制度を効果的にいかすため、これまで二つの改善策を実施してまいりました。

一つは、地域審議会の議題の設定に係ることでございます。

地域審議会の議題を設定する際には、建設計画に関することのほかに、地域の多様な課題に対する対応や取組など、議題を事前に委員側から、また、行政側から提案していただくというもので、行政側では、議題の提案を各部局に積極的に呼び掛けることとしております。

今一つの改善策といたしましては、これまでも定例会・臨時会の地域審議会のほかに、勉強会や検討会を、適宜、開催していただいているところでございますが、議題の内容によりまして、審議会の終了後に自由な意見交換の時間枠を設け、その中で率直な御意見の交換、いわゆるフリートークを行うというふうにしたものでございます。

今後も引き続き、地域審議会が合併地区の住民の方々の御意見を反映する場として活性化するよう、委員の皆様方との忌憚りの無い意見交換を行うとともに、御提案をいただける場としていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました「地域審議会の運営について」、御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

ございませんか。

特に無いようでございますので、以上で、（１）報告事項 ア「地域審議会の運営について」は、終了いたします。

会議次第４ 議事

（１）報告事項 イ コミュニティセンターのあり方について

○議長（上北会長） 続いて、（１）報告事項 イ「コミュニティセンターのあり方について」を議題といたします。

地域振興課から御説明をお願いいたします。

○原田市民政策部次長 失礼します。

それでは、コミュニティセンターのあり方につきまして、引き続き、地域振興課から御説明申しあげます。資料の方は、「公民館からコミュニティセンターへ」という、資料２番の番号のものがお手元にあると思いますので御覧ください。

まず、最初のページを開いていただきまして、「コミュニティセンターとは」というものがございます。

コミュニティセンターが、どういう機能・役割を持っているかということですが、上段に書いてありますように、本市においては、コミュニティセンターとは、様々な地域の課題や問題を、その地域に住む方々が自らの知恵と力で解決していこうという、まちづくり活動の拠点施設ととらえております。

本市では、このまちづくり活動の拠点施設となるコミュニティセンターを、旧公民館を転換して整備してきております。また、この拠点施設となるコミュニティセンターの機能を五つの種類に整理してございまして、一つは、まちづくり活動の拠点施設、二つ目としてふれあい交流施設、三つ目として生涯学習の拠点施設、四つ目として情報収集・発信拠点施設、五つ目として市民と行政との協働拠点施設として運営してございます。

これまで旧高松市域においては、３５地区全域に地域コミュニティ協議会が整備されたという時点を受けまして、平成１８年度より、地区の公民館４１館をコミュニティセンターに転換して地域コミュニティ協議会に委託するとともに、平成１９年度からは、指定管理者制度に移行して運営してきております。

そこで、合併地区におけるコミュニティセンター化の時期についてでございますが、次のページを御覧ください。

合併地区におけるコミュニティセンター化の時期と施設につきましては、原則的には旧

高松市域に倣いまして、公民館を転換することと考えております。したがって、こちらの庵治地区におきましては、庵治の公民館をコミュニティセンター化する予定にしております。

公民館からコミュニティセンターへの転換につきましては、地域コミュニティ協議会による施設の管理運営と一体的、同時期に行うことを考えておりますので、地域コミュニティ協議会が設立されて、その実績が確認された翌々年度以降としております。

合併地区において、来年度から香川町の川東・東谷公民館がコミュニティセンターとなつて、川東校区コミュニティ協議会を指定管理者として運営する予定になっております。

次のページをお開きください。4ページになります。

「コミュニティセンターの管理運営 指定管理者とは」ということですが、本市におきましては、コミュニティセンター、公の施設の管理を市に代わって包括的に行う指定管理者制度を導入しております。平成19年度より、指定管理者制度を導入して地域コミュニティ協議会に管理運営を委託し、利用者の立場に立った、柔軟で地域ニーズに合った運営を包括的に行っていただいております。

次に、5ページの「コミュニティセンターの管理運営の仕組み」の1番のところです。

ここにありますように、市が地域コミュニティ協議会を指名して、管理運営を委託します。その際に、第三者機関、外部委員であります公の施設の指定管理者選定委員会に承認されることが必要にもなります。また、管理運営を受けましたら、地域コミュニティ協議会側でも管理運営委員会を設置して、公正・公平、効率的な運営を行っていただくこととなりますとともに、市の方からも指揮・監督をいたします。また、協議会の方からは、報告・協議等を行っていただくことが必要になってきます。

続きまして、次のページをお開きください。

「管理運営の仕組み」の2番ということですが、指定管理者として委託した場合の職員体制と委託料に関することです。

職員体制につきましては、通常の館の場合、センター長1名、主任1名、そして非常勤として夜間のスタッフを数名というふうな枠組みになっております。

また、委託料ですが、委託料につきましては、人件費と維持管理経費と生涯学習関係の委託料から成り立っております。人件費につきましては、標準施設で約600万円、そして、維持管理費につきましては、光熱水費等ですが、実績に基づきまして約200万円、そして、生涯学習関係の事業を行うための委託料が50万円となっております。

続きまして、「仕組み」の3ページの3のところ、7ページを御覧ください。

委託後のコミュニティセンターの事務に関するものを記載しております。

施設管理に係る各種管理業務のほか、ここに書かれているもののほか、最初に申しあげました五つのコミュニティセンターの機能を実現するためのソフト部分の運営ということも担っていただくこととなります。

また、その下に記載しておりますが、それぞれの地域コミュニティ協議会との相談、契約等によりまして、コミュニティ協議会の事務局としての業務を担うことも想定されております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました「コミュニティセンターのあり方について」、御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

河崎委員。

○河崎委員 河崎です。

ちょっとイメージがなかなか掴みにくいんですが、今までの公民館活動と、どう違うのかというあたり、ちょっと、アバウトで結構なんですが、具体的な例で教えていただけたらと思います。

それと、4ページにですね、指定管理者の項目のところに、利用料金制（指定管理者の収入）というのがありますね。ちょっと、これの意味が分からないんです。利用料金制っていうのは、市民が利用した場合の利用料のことだと思うんですが、それが、今までとどう変化するのかっていうのが、ちょっと伺いたいんですけど。

○議長（上北会長） 地域振興課。

○原田市民政策部次長 最初の御質問の、今までの公民館とコミュニティセンターと、どう違うのかというふうな御質問なんですけれども、公民館は社会教育法に則って運営される生涯学習施設でございまして、その活動が住民とか市民の生涯にわたる学習活動に係ることになっていると思います。その生涯学習がどういう位置づけかっていうのは、いろいろ議論が進んでおりまして、学ぶだけではなく、実践活動にまで至ってこそ生涯学習だっていう解釈で運営されているとは思いますが。今度の転換するコミュニティセンターにつきましては、まちづくり機能、活動拠点としての機能っていうところが、やはり明確に加わ

ってきていると思います。

そういった意味で、公民館活動よりももう少し幅が広がった、地域づくりに根ざした活動拠点というふうに位置づけられていると思いますし、社会教育法でありましたいくつかの縛りといいますか、そういったものが少し緩和になってきているのではないかと考えています。

例えば、地元の商工会とか、そういった営利活動に関する組合のようなところとの連携っていうのも、例えば、まちづくり活動では必要になってくるのではないかと、そういうところは、公民館活動の中では非常に縛りがきつかったんですが、そういうところが少し緩やかになっているところが違いではないかと考えております。

また、利用料金制度のことについての御質問ですが、利用料金制度を導入しない場合というのは、このコミュニティセンターを対外的にお貸ししたときの使用料の収入がどこに入るかということなんですが、公の施設で市の施設ですから、市に入る場合が元々のあり方だったんですが、利用料金制度を導入しますと、その管理運営を担う指定管理者の方の収入になるというふうになります。

したがって、通常、一般的には利用料金制度を導入した方が、指定管理者さんが積極的にその施設の活用を促すために動機づけが高くなるというふうに考えられておりました、差支えが無い場合は、利用料金制度を採ることによって、指定管理者さんにも少しメリットがあるような運営をすることが通常の場合であるかと思えます。

いかがでしょうか。

○議長（上北会長） 河崎委員。

○河崎委員 河崎です。

利用料金制っていうのがですね、先ほど、規則がかなり緩んで営利を目的とするような団体も利用できる、営利を目的として利用できるという。そうでなくて、そういう場合とですね、一般市民が借りる場合もですね、料金は一律になっていくわけですか。それとも細分化されるわけですか、その使用目的とか、使用団体によって。今までの事例で教えていただいたら結構ですけれども。

問題はね、要は、今まで町民がいろんな学習活動とか、いろいろ借りてそこでやっていたのが、同じような状態で借りられるのか。あるいは利用料金制が導入されたら、やっぱり、かなり利用料金が上がってね、使いにくくなるのではないかという気もするんで、そこいら辺ちょっと伺いたいということです。

○原田市民政策部次長 旧高松市域にあるコミュニティセンターの実際の事例で御説明しますと、コミュニティセンターの条例というものがあまして、通常の利用に係る場合、地域住民の方が非営利の活動で地域のまちづくりとかに利用する場合の金額設定と、それから営利目的の金額設定とが分かれております。営利の場合は3倍規定になっております。それ以外に実際の運用の中で、利用料が免除されるというふうな運用もあまして、したがって、通常のコストでお貸しする場合、営利目的で3倍の場合、通常のコストが免除される場合と、3段階で、だいたい運用されております。

○議長（上北会長） 市民政策部長。

○岸本市民政策部長 ちょっと掻い摘んで申し上げますと、利用料金制っていうのは、要は、ある一定の料金を設定するのを、その指定管理者ができますよということなんです。利用料金を設定したら、その収入は指定管理者の収入になりますと。ただしです、条例です、その範囲内というのは決めてあります。だから、その範囲内で利用料金を決めていただく、その料金は自由に決めていただいて結構ですよ。で、そこで入った収入はどうぞちゅうわけです。

それともう一点、前段でありましたよね、生涯学習との関係。要は、指定管理者を導入するというのは、施設の管理をお願いすると。その施設の管理をお願いするのに、やっぱり管理者のそれなりの人件費が必要やから、こういうようなことで考えていますと。その施設の管理をお願いするというのはですね、今までの公民館だとですね、いつが休みやとか、何時から何時までやとか、いろんな制約があります。そこは、指定管理者の方で決めていただいて結構ですから、自由な使い方をしてくださいと。で、その管理を地元をお願いしますと。その地元をお願いするだけはいかんだろうから、こういうような委託料というのを設定していますよと。で、光熱水費あたりになりますとですね、いろいろ儉約していただくことができますね、掃除とか、いろんな委託業務が、今も直営の場合にあります。そしたら、その部分は、極端な話をしますとですね、掃除ちゅうのは我々ですから、その委託いらんよということになりますと、そこで委託料が浮きますよね。浮いた分はその収入になっていくということになるんですが、ここにちょっと、説明しとかないかんのが、この施設の管理委託ということになりますとですね、法人上の、税法上の問題が出てまいりまして、そこで出てきた余剰金っていうんですか、それは、とりあえずは来年度といいますか、その年間で相殺していただくようになります。ただ、それだけではいかなので、翌年度に、この管理委託料じゃなくって、まちづくり交付金として、それ相当額

を出していこうと、こういうインセンティブを考えております。

それと生涯学習の関係ですが、これは、生涯学習の部分につきましては、教育委員会がやっぱり持っております。教育委員会の方で、社会教育のメニューとしてですね、これだけのことはやってちょうだいっていうのが、指定管理者の方に委託で行くようになります。それが、この50万ということです。おおむねこれぐらいな講座については、自由に使っていていただいて結構だけれども、こういうことはやってくださいっていうのが教育委員会の方からあると。こういう意味合いでございます。

以上です。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

地域振興課。

○原田市民政策部次長 はい、すみません。今の補足なんですけれども、河崎委員さんの御趣旨が、今までの公民館のときよりも住民の方が使いにくくならないかという御心配の部分があったかと思うんですが、その部分については、今までどおり、むしろ柔軟な形の運営で、部長が申しましたように、使えるということで、御心配無いようにしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（上北会長） 平田委員。

○平田委員 平田です。

今まで公民館、庵治町の場合は合併する前は町民会館と言っておりました。それで、使用料を支払いしておりましたが、今度、高松市に合併しまして公民館になった時点から使用料が免除になっております。それと、この公民館に、今、教育委員会関係の、社会教育課ですか、方がおられますが、その方はどういうふうになるのでしょうか。やはり、そのままおられるんですか。

○議長（上北会長） 地域振興課。

○原田市民政策部次長 まず、使用料の関係ですけれども、合併後は教育委員会の社会教育課のルールに則って、同好会とか、それから関係団体が免除になって、今までお払いしていたのに免除になったっていう経緯があるとのことですが、それは市の制度に合わすということでそういうふうになっております。今後、コミュニティセンターになったときに、どこの団体さんを免除するかどうかっていうのは、指定管理者の裁量の中にありますので、その辺は中で御協議いただいて、していただければと思います。

それから、もう一点、その職員のことですけれども、指定管理者制度でコミュニティ協

議会さんに委託するようになりまして、職員は引き上げておらなくなるというふうになります。そこで、管理していただくのは、コミュニティ協議会さんが雇用される常勤の方および非常勤のスタッフさんが事務室におられて、管理運営をしていただくというふうな形になります。

以上です。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

黒石委員。

○黒石委員 黒石ですけれども、コミュニティセンターの管理運営の仕組み②の6ページのところなんです、スタッフのところ、これから追い追いと決まっていくと思うんですが、先ほど、ちょっとお聞きすると、職員体制のところは、コミュニティ協議会に属している人の中で、皆さんで決めるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（上北会長） 地域振興課。

○原田市民政策部次長 これはコミュニティ協議会側が雇用して、その体制でコミュニティセンターを運営していただくというふうになります。コミュニティセンターの委託元である市が、コミュニティセンターの管理運営に係る職員体制と考えるのが、このセンター長1名、主任1名、スタッフ複数名であって、その部分の管理運営委託経費をお払いしますというふうな、たてりになっております。コミュニティ協議会側が雇用するわけですけれども、基本的には公募で、ハローワーク等にも出していただいて雇用をしていただくのが、これまでの例となっております。

よろしくをお願いします。

○議長（上北会長） 他に。増田委員。

○増田委員 質問なんですけれども、この指定管理者というのは、高松市の場合、どういう方たちになっているのでしょうか。

○議長（上北会長） 市民政策部長。

○岸本市民政策部長 指定管理者というのは、平成15年の10月ぐらいから制度ができました。それまで、地方自治体が施設等を管理するときにですね、管理委託という言葉です。それと、もう一つは直営、直営というのは、自治体が直接、人を雇ってその施設の管理に当たらず、これを直営と言います。それと、管理委託という言葉で、何たら財団とかですね、何たら団体、そういうようなところに、その施設の管理運営を委託すると、こういうようなことができよったんですが、その管理委託ということがで

きなくなりました。15年の10月以降、それから3年ぐらい、ちょっと経過措置はあったんですが、その後、どうなつとるかと言うたら、直営ですか指定管理者に委託するか、この二つに一つになっています。ですから、公の施設について、市として直営を継続するか、委託するんだったら指定管理者に委託しなければならない。こういう制度になっています。

その指定管理者にどこがなっているかと言いますと、建前はですね、公募でしなさいです。ということは、いろんな会社に対して、会社も含めて、我と思わん方は手を挙げてくださいというような公募でその委託先を選ぶと、これが建前です。ただ、コミュニティセンターという、こういう地域に密着したところについては、非公募で、地域コミュニティ協議会ですか、こういうところが一番適当だろうという判断を私どもはしています。したがって、旧市の35地区のコミュニティセンターは、すべてコミュニティ協議会が指定管理者になっております。で、そういう管理運営の仕方を、合併地区の方も、今後、持っていきたいということでございます。

よろしいでございましょうか。

○会長（上北会長） 他にございませんか。

増田委員。

○増田委員 今、公民館を使っているんですけども、かなり古いんです、庵治の場合は。それで、このコミュニティセンターに、例えば、先ほど言われたような委託になった場合、そこがお金を持っていなかったら、ほとんど改修とか新しいものは入らないんじゃないかという気がします。

どんなんでしょうかね。なる前にもう少し公民館の整備、設備の充実、ソファも無いですし、机も無いですし、何かみんなが集まって話すような場所も、ほんとに何か寂しい公民館なんです。で、市内の公民館を見たら、古高松なんかきれいなのを建ててあったりとか、中がきれいにカラフルにしてあったりとかあるんですけども、そういう予算で、まず、ちょっと公民館をきれいにしてから委託してほしいんですけども。いかがでしょうか。

○議長（上北会長） 地域振興課。

○原田市民政策部次長 公民館からコミュニティセンターに転換する際に、一応、地域のコミュニティ協議会等を通して、いろいろ御意見を伺いながら、整備する必要のある部分については、多分、最低限にはなると思うんですけども、整備していくことも想定して

います。

また、備品関係につきましては、財源の無い中、ほかの施設が持っていて、使っていない備品をもらってきて少し整備に加えたり、そういったことも考えられるのではないかと思いますので、そのあたりは地域の方と協議しながら、使いやすい、できるだけ、コミュニティセンターを整備していきたいと思っております。

古高松の公民館、コミュニティセンターの整備の例が出ておりましたが、現在、決まっております整備計画っていうのが、社会教育課の生涯学習施設としての公民館時代の整備計画の中での整備方針っていうのは決まっておりますが、それがもう、現在、今は下笠居を整備しております。次、三谷地区なんですけど、そこで、もう整備計画は終わっております。今後の整備計画については、今のところ白紙状態となっております。ただ、おっしゃるように公民館が古いものもいくつか出ておりますので、来年度中に公民館の中期的な整備計画の方針というものをこちらの方で立てまして、それに沿って、今後の修繕とか改築とかをしていく予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（上北会長） 増田委員。

○増田委員 是非、庵治の公民館、よろしく願いいたします。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

村井委員。

○村井委員 村井です。

私自身、今、庵治幼稚園のPTAの方で、こちらのコミュニティ協議会の青少年育成部に所属しているんですけども、部に所属していても、私たち自身、分からないことが多数ありまして、ましてや、他の市民の方々は、このコミュニティ協議会が、今、設立されつつあるっていうこと自体を知らない方が多いと思うんですけど、そういった方に、市としては、どのようにこれからお知らせするとか、知っていただくような対策は持っているのかどうか聞きたいんですけど。お願いします。

○議長（上北会長） 地域振興課。

○原田市民政策部次長 コミュニティ協議会の知名度についてなんですけれども、これに関しては、地域のコミュニティ協議会を運営している核になっているの方々と、それと行政側と双方とが共に進めていかななくてはならないことだと思っております。

何度かこちらの方にもお邪魔していると思うんですけど、「市政出前ふれあいトーク」というふうなもので、団体さんの方から市の方に、こういった市の施策が聞きたいというふ

うな御要望がありましたら出向いて行って、土日でもかまわないんですが、出向いて行ってお話しするような制度もございますので、そういった制度を活用して、その高松市のコミュニティづくりとかコミュニティ協議会が目指すものというふうなことで、お話をさせていただいてもいいですし、また、広報等にも折を見て、そういったコミュニティ協議会を進めているってというようなことも周知していければと考えておりますので、よろしくお願います。

○議長（上北会長） 白井課長。

○事務局（白井支所課長） はい、庵治支所の白井でございます。

今、地域に対するコミュニティ協議会の周知、PRということでございますけれども、これにつきましては、協議会ができる前は連合自治会を中心としまして、また、発足して、この1月なんですけれども、コミュニティ協議会が中心となりまして、それぞれ機関紙を発行しております。年に4回ほどですけれども。その中でですね、協議会の部会員等で御参画の方々については、十分、御承知だろうと思えますし、また、そういう各種団体の中でPR、あるいは御周知をいただいておりますけれども、その他の方々につきましては、そうした機関紙を通じてですね、地域としては広報をしております。

これにつきましては、総務部会の広報担当の方です、御尽力いただいております、毎回、年に4回でございますので、各部会の御紹介とかもやっておりますし、また、高松市全体のコミュニティ協議会の情報であります「コミねっと高松」というのがございます。それでですね、ホームページになりますけれども、そちらの方でも庵治地区の活動、そういったもの、規約等についても御紹介しておりますので、御利用いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

無ければ私の方から、ちょっと一点だけ、御質問させていただきます。

管理運営委託は、コミュニティ協議会に管理委託するということでございますが、そこから、一応、そこが中心になってコミュニティセンターの管理運営をするために、センター長、週35時間、それから主任、週30時間、1名ということで、非常勤のスタッフは別としてですね、その主任とかセンター長なんかを雇用するのはコミュニティ協議会が雇用をするわけですが、その中で、特にその主任さんなんかの、管理はだれでもできると思うんですが、生涯学習というのがついとんですが。こういうものにですね、ある程度の経験とか、そういう、昔であれば社会教育主事とかの資格を要請されたわけですが、それら

がコミュニティ協議会に委託する場合に、こういう主任さんとか、そういうものは、もう一般人でもいいのか、あるいは、そういうある程度、資格を持った方がですね、そういうお世話をする、重要なポイントのところに行かれるのか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

○原田市民政策部次長 地域振興課の方からお答えさせていただきますが、資格とかは、特に必要ございません。もちろん、そういうことに関心を持っている方がおられたらいいと思いますけれども、やはり今までの経験から言えますのは、地域づくりとかまちづくりへの熱意、これのある方が一番ふさわしいんじゃないかと思っています。

あと、実質的に言えば、やはり、パソコンとかいうふうな事務的なことも結構ありますので、そのあたりのことはできるの方が好ましいですが、それだけでは、やはり、おっしゃるように管理運営はできてもっていう、そのソフト部分をどうやって進めていくのかっていうのはあると思いますので、そのあたりは、やはり熱意、それと、地域の方々と顔見知りになってネットワークを広げて、より良い地域をつくるために、この事業を進めていこうとか、新しい企画を立ち上げていこうとか、それと、この団体と団体をくっつけて何かをしようとか、そういうふうな新たな企画とかもできるような方がふさわしいのではないかと考えております。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

他にございませんか。

増田委員。

○増田委員 一つだけ、ちょっと質問なんですけど、コミュニティセンターの業務の中に、事業所として関係機関への届出・手続きなどを行うとあるんですけども、やはり、こういう届出になったら、その方面の知識がないと難しいんじゃないかと思うんですけども、そういうことは、どうお考えなんですか。

○議長（上北会長） 地域振興課。

○原田市民政策部次長 これに関しましては、地域振興課の方で必要に応じて御支援申しあげますし、また、センター長会というものも定期的を開いております、今さっき、ちょっと申し忘れましたが、生涯学習に関するセンター長会、個々のセンター長の会合での研修というのも定期的にしておりますので、センター同士のネットワークの中で教えあったり、また、地域振興課の方で御支援させていただいておりますので、何とかその手続的なことはできると思います。

○増田委員 主任クラスがするのではなくて、全員できるようにということなんですか。

○議長（上北会長） 市民政策部長。

○岸本市民政策部長 このセンターの管理運営の仕組みということで、こういうようなセンター長とか管理総括者とか主任とか、こういうような言葉を使っていますが、そういうような方が必要だろうし、それを経費に換算したらこれぐらいになるだろうというようなことで、こちら側が算出したのが、この600万というようなことでございます。

地域の実情に応じてですね、何人でもかまわんわけですよ。手弁当で来る方がおいでで、いやいやそれはわしがする、これはあんたしてなど、こういういろんな形態がある。ただ、一般的に考えたらこういうふうにした方がいいんじゃないですかっていうことをお示ししていると。だから、この方がこれをする、あの方がこうしなければならない、そういうようなことを、すべてこちらの方ですということではございません。要は、コミュニティセンターの管理運営には、これだけの業務がありますと。そしたら、この業務を、備品の管理はこう、それから部屋の管理はこう、いろんな業務があると思いますけれども、それを分担してできるような体制を作っただけであれば、それでいいということでございます。

それと、この地区はコミュニティ協議会が、今、できたところで、そしたらコミュニティセンターの管理を受託するまでっていうのは、再来年になるんですかね、再来年度というようなことで想定はいたしております。それよりも早くなるのであれば早くなるし、遅くなるのであれば遅くなるし、それは、そこの実情に合わせてこちらも考えていくということでございますので、あんまり、いきなり、なんだこれっていうことじゃないように、ひとつお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

他に無いようでございますので、以上で（1）報告事項 イ「コミュニティセンターのあり方」については、終了いたします。

以上で、会議次第4の議事（1）報告事項は、終了いたします。

会議次第5 その他

○議長（上北会長） 続きまして、会議次第5の「その他」でございますが、せっかくの機会でございますので、委員さんの方で何かございましたら、御発言をお願いいたします。

河崎委員。

○河崎委員 河崎です。

2点ほど伺いたいことと、あと、お願いと言いますか、あるんですが。

1点は、計画書でしたかね、これにもちょっと触れているんですが、パイロット農場の一部を市が買収して公園にするという、この計画は、アバウトで結構です、細かいことまで聞いてもすぐ忘れますので、進捗状況をできる範囲でお伺いしたいと。

もう1点は、あちこちで話をいっぱい聞くんですが、イノシシの対策ですね。どこに行っても農家の人から聞きます、被害が割と多いということ。この点についてはですね、日本のあちこちでいっぱい被害があって、いろいろ対策を立てている自治体もあります。先日もテレビで見たんですが、地域の人と行政が協力しあって対策を立てて成功したとかですね、そういう成功例もいっぱいあるんで。猟友会で頼んでね、罠を仕掛けたり鉄砲で撃ってもらったりと、こんなもん焼け石に水ですので、ほとんど対策としては効果を発揮してないと思うんです。そうじゃなくて、やっぱり、うまくいっている対策をやっぱり調べてですね、予算も組んで、ちゃんと対応してほしいと。行政にお任せじゃなくて、地域の方も、やっぱりいろいろ協力してですね、一緒になって対策を立てればいいと思うんで、是非とも、行政側としても計画を立てていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上北会長） 河崎委員さんに、今日、一応、第1回の会合でございますけれども、その関係者がですね、今日は市民政策部の関係でございまして、御返事をいただけるかどうか、私も、ちょっと分かりませんが。一応、どういたしますか。そういった御意見があったということで、受け止めるということよろしいですか。

○加藤市民政策部次長 今、会長からお話がありましたように、本日、担当課の職員が来ておりませんので、今の御意見のあった内容につきまして、また確認をさせていただいて、また後日ですね、次回でよろしければ次回の会議か、何かの機会をとらえまして、また回答をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、イノシシの件につきましては、19年度の御要望の中にもございまして、昨年、秋の地域審議会の中でもお答えをさせていただきまして、要は、今、補助制度があるんで、それをやっていくということと、猟友会とかいろんなところと連携を取りながら何かいい方法を考えていきたいというようなことは、その段階でお答えをさせていただいております。また改めて担当課の方に確認して、その後の状況も踏まえまして、お答えをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○会長（上北会長） 他にございませんか。

黒石委員。

○黒石委員 公民館のことが出てきましたので、ちょっと、些細なことなんですけれども、来訪者の声というのをお聞きしますよというようなので、一応は聞いていただいて変えてはもらったんですけれども、公民館に行きますと女性の像がたくさんあります。ほんと、入ってすぐ、もう一つ入るとすぐあり、中にあり、またもう一つと、もう、いっぱい五つぐらい、ずらずらと並んでいるんですけれども。

こんなのを地域審議会と言う話じゃないって言われるかも分からないんですが、やはりですね、そういう芸術的なものは多けりゃいいというものではありませんし、ほんとに、きれいに整備されているんならいいんですけれども、私は女性の立場から見て、ほんと、蜘蛛の巣が張っているんですよ、女性の像に。やはりね、きっちりしたので1点とか、そういう状況で、公民館に入った時に、いいなあっていう感じで置いてほしいんですけれども、あまりにも多すぎて野ざらしのような、中に置いているけれども野ざらしのような状況で心が痛みます。入るたびに。ほんと、それを公民館で留守している方には言ったんですけれども、何回言っても同じ状況なので、是非とも、そこらのところ、外見的に誰が来ても、いいなあっていうふうに変えていただきたいと思います。

○加藤市民政策部次長 また、現場を確認させていただいて、担当課は社会教育課になりますんで、また担当課にも、そういった御意見があったということをお伝えして、どういう対応策ができるか、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○議長（上北会長） 他にございませんか。発言が特に無いようですので、以上で終わります。他に事務局の方で何かございますか。

白井課長。

○事務局（白井支所課長） 事務局の白井でございますけれども、事務局としましては特段ございません。

○議長（上北会長） 無いようですので、会議次第5「その他」は終了いたします。

以上で、本日の会議の日程は、すべて終了いたしました。

皆様方には長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な会議の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

会議次第6 閉会

○事務局（島野支所課長補佐） これをもちまして、平成19年度第2回高松市庵治地区

地域審議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。今後とも、よろしく
お願いを申し上げます。

午後 3 時 1 6 分 閉会

会議録署名委員

委 員

委 員